

民生委員にインタビュー

3人の民生委員・児童委員にお話を聞いてみました。



矢野 珠巳さん
民生委員3年目
高瀬地区銭漕町担当

私は、令和元年12月から銭漕町の民生委員・児童委員をしています。自治会長から民生委員になってくれないかと声を掛けられ、最初は仕事などの両立で悩みましたが、訪問看護師をしているため、高齢者福祉のことでお役に立てるなからと思い、民生委員になることを引き受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、新任の民生委員を対象とした研修会等も中止となり、どのように活動を行えばいいか、何をすればいいかも分からない状態でしたが、前任の民生委員や地域の福祉委員に支えられ、見守り活動などを行っています。



飯田 富佐子さん
民生委員28年目
(主任児童委員)
天瀬地区担当

私は平成6年から天瀬地区の主任児童委員として活動して今年で28年目です。当時、主任児童委員という役割ができたばかりで、幼稚園教諭をしていた私に天瀬町役場から声が掛かり引き受けました。

現在では子供の数も少なくなり、また、昔に比べて市役所が実施する子供の検診等も増えたので、親御さんが子育てに関する相談をしやすい環境ができています。主任児童委員として相談を受けることも少なくなりましたが、子育て等で何か困ったときに誰に相談していいかわからないよう、社会福祉協議会と連携して子供が生まれた家庭に主任児童委員等の連絡先を載せたハッピーメールを送付するなどの支援を行っています。

また、定期的に児童館の様子を見に行ったり、学校が行う会議等に参加して子供たちの状況を聞いたりするなど、地域でどのようなことが起きているのか実情の把握も行っていきます。

毎月1度は対象世帯への声掛けや見守りを行っていて、不在のときはポストに手紙を入れたり、後で電話をかけたらし確認をします。

同じように見守り等を行っている福祉委員や老人会、銭漕サポートクラブの人たちとも連携をしながら、毎月行う寄り合いサロンのあとに福祉部会を開催して、お互いの活動の中で気になっていることなどの情報を共有しています。

「見守り」と言っていますが、特に一人暮らしの高齢者の人は生き生きとして活動的な人が多く、本当に素晴らしいと日々感じています。民生委員となったことで気付かされることが多いです。



▲銭漕町「寄り合いサロン」の様子

子供の数が少なくなる一方で、高齢者の数は増加していますので、最近では民生委員として高齢者の生活に関する相談を受けることが多くなっています。また、長く民生委員をしていることもあり、他の民生委員からの相談を受けることもあります。

民生委員・児童委員は地域に身近な存在のため、何かを頼まれたり相談されたりすることが多いのですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって現在の民生委員は研修会等がなかったことから、



後藤 英明さん
民生委員6年目
(主任児童委員)
若宮地区担当

私は若宮地区の主任児童委員をしています。以前に市役所に勤めていたことや公民館にいたこともあり、自治会長に主任児童委員を勧められ引き受けました。

私の主な活動は、小学生の下校時の見守りや毎月若宮公民館で行っている子育てサロンの開催です。子育てサロンでは、子供たちはもちろんのこと、子育てするお母さんたちの憩いの場に少しでも



▲若宮公民館「子育てサロン」の様子

受けた相談にどのように対応していいかわからない場面が多いと思います。そのため、天瀬地区民児協では毎月の定例会のときに、実際にあった事例をもとにどのような対応を行うかなどの研修会を行っています。また、その中で民生委員が必ず守らなければならない守秘義務についても学んでいます。こうした研修で学んだことが生かされ、活動の中で感謝されることがあると、少しでも役に立てたと嬉しくなり、民生委員を続けていて良かったと感じます。

なれたらと思う、親子ヨガやみそづくり体験、夏場はスイカ割りなど、親子で楽しめる企画を行っています。中でもクリスマス会は、1年間の総仕上げということもあり、民生委員も気合を入れて企画するので毎年好評です。

毎月の企画は、若宮地区民児協の定例会の中で私が作った案をもとに、他の民生委員の意見を聞きながら形にしています。他の民生委員との話し合いは楽しく、また、保護者から喜びの声などを聞くこと主任児童委員を経験して良かったと感じます。

民生委員・児童委員の持ち物



民生委員・児童委員のバッチ
クローバーの中に、民生委員の「み」と児童委員を示す「双葉」を組み合わせて平和のシンボルの鳩をかたどり、愛情と奉仕を表現。

民生委員・児童委員の手帳
民生委員・児童委員に大事な法律やイロハが載っている。右上には民生委員のマークも印字。

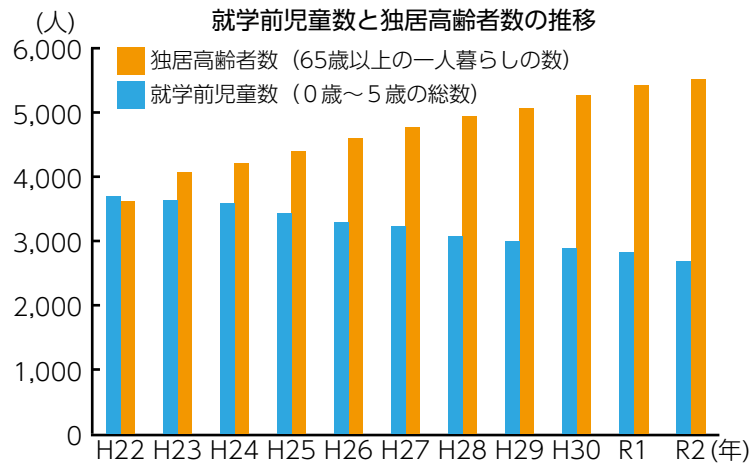


守秘義務とは？

民生委員は、民生委員法において、相談を受けた内容や相談の中で知り得たプライバシーに関わる情報などについては秘密を守らなければならないとされています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます。

終わりに

民生委員・児童委員は地域の身近な相談役です。声掛け等を行いながら、皆さんの地域を見守ってくれています。皆さんも困ったことがあれば、民生委員・児童委員に相談してみてください。また、民生委員・児童委員だけでなく、地域で困ったことがあれば地域で解決できるよう、皆さん一人ひとりの心掛けも大切です。民生委員・児童委員の活動をきっかけに皆さんの地域を皆さんの力で住みよくしていきます。



募集 民生委員・児童委員

市民からの相談対応や、高齢者・障害者・子育て世帯の訪問や見守りなど、地域のサポートをしてくれる人を募集しています（令和4年12月1日から3年間）。

また、自分の地域の民生委員・児童委員を知りたい人も、下記にお問い合わせください。

☎社会福祉課福祉総務係 ☎8203 (市役所1階)

